

# 第3次西和賀町行政改革大綱

平成30年3月

西和賀町

## 第3次西和賀町行政改革大綱

### I. 第3次行政改革大綱の必要性

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 1. 行政改革の必要性       | 1 |
| 2. 第2次行政改革大綱の取り組み | 1 |

### II. 第3次行政改革大綱の基本方針

- |           |   |
|-----------|---|
| 1. 基本方針   | 2 |
| 2. 重点推進事項 | 2 |
| 3. 実施期間   | 2 |
| 4. 推進体制   | 2 |

### III. 重点推進事項

- |                    |    |
|--------------------|----|
| 1. 行政の効率化          |    |
| (1) 業務改革の推進        | 3  |
| (2) 職員の人材育成と定員管理   | 5  |
| (3) 民間活力及びICTの活用推進 | 6  |
| (4) 広域連携の推進        | 7  |
| 2. 財政の健全化          |    |
| (1) 予算規模の適正化       | 8  |
| (2) 財源の確保          | 9  |
| (3) 公共施設等の適正管理     | 10 |
| (4) 公営企業の経営健全化     | 11 |
| (5) 第三セクターの経営改善    | 12 |

### IV. 資料

## 第3次西和賀町行政改革大綱

### I. 第3次行政改革大綱の必要性

#### 1. 行政改革の必要性

平成30年度からはじまる第2次西和賀町総合計画は、町の将来像や理念を掲げ、長期的視点に立ったまちづくりを進める上で望ましい方向と目標を定めた町政の運営指針として策定されます。

平成27年国勢調査で町の人口は5,880人となり、平成22年国勢調査時の6,602人と比べて10.9%減少しています。また、65歳以上の人口割合は、平成27年国勢調査で46.9%（平成22年国勢調査43.0%）と上昇しています。

人口減少と高齢化の進展は、町民生活に地域社会・経済の縮小や社会保障負担の増大といった様々な影響とともに、これによって多様な行政需要の増加が見込まれます。

一方、町村合併から10年間措置された地方交付税算定の特例\*1などの手厚い財政支援が逡減し、平成33年度からは特例による割増がなくなることとなっています。このため、自主財源に乏しく、一般会計歳入の約5割を地方交付税に依存する町の財政は、予算の規模縮小が見込まれます。

このような状況の中、これまで以上に限られた財源を有効に活用し、行財政運営のあり方を大きく見直すため、第3次西和賀町行政改革大綱を策定するものです。

#### 2. 第2次行政改革大綱の取り組み

平成24年3月に第2次行政改革大綱（実施期間：平成24～29年度）を策定し、行財政運営のあり方などを方向付けながら行財政改革に取り組んできました。

その結果、第2次行政改革大綱に掲げた24項目の取組事項について、目標達成したものは18項目、また検討中や未実施は6項目となりました。今後、達成度の低かった「住民主体のまちづくりの推進」については、人口減少対策など総合計画に掲げた事業と併せて取り組んでまいります。同じく達成度の低かった「財政の健全化」については、今後さらなる取り組みが必要です。

#### 【用語説明】

地方交付税算定の特例\*1

湯田町・沢内村がそのまま存続し続けたものとした時の普通交付税算定額の合算額を合併後10年間保障され、さらに5か年度は緩やかに減額される。

## Ⅱ. 第3次行政改革大綱の基本方針

### 1. 基本方針（平成30年度から平成37年度まで）

、第3次行政改革大綱は、第2次西和賀町総合計画に掲げる町の将来像「未来へつなぐ 豊かな自然 豊かな心 笑顔あふれる健幸のまち」を実現するための様々な事業の行財政基盤をつくることにあります。

このため、町村合併に伴う手厚い財政支援の終了による影響を踏まえながら、今後さらに進む人口減少と住民ニーズの変革に見合った行政改革により行政サービスを持続的に提供できる仕組みづくりに取り組むものとします。

### 2. 重点推進事項（平成30年度から平成33年度まで）

今後の4年間で、重点的に行政改革に取り組んでいく事項として次の2項目を定め、取り組んでいきます。

- (1) 行政の効率化
- (2) 財政の健全化

### 3. 実施期間

本大綱は、平成30年度から平成37年度までの8年間で取り組むべき行政改革の基本方針と、平成30年度から平成33年度までの4年間で取り組むべき重点推進事項を定めます。

### 4. 推進体制

町長を本部長とする行政改革推進本部が中心となり、全庁体制で行政改革を推進するとともに、毎年度評価を行い、見直しに取り組みます。

また、重点推進事項を着実に推進し、成果を確実なものとするため、行政改革担当課が進捗状況を管理し、行政改革推進本部で検証を行なうとともに、進捗状況及び結果を住民等へ公表します。

### Ⅲ. 重点推進事項

#### 1. 行政の効率化

##### (1) 業務改革の推進

現状・課題	これまでに町が導入したネットワークシステムの活用や、事務事業に係る内部の行政評価が不十分であるため、これらを適正に運用して事務の効率化を図ることが必要です。
個別計画等	—
取組概要	事務事業の効率化を進めるため、既存電算システムの適正運用について庁内の周知を図るとともに、事業のスクラップ・アンド・ビルドを進めることを目的として、行政評価の適正運用に取り組みます。
具体的取組	<p>①事務事業のスリム化 行政評価制度を施策、予算へ反映するルールを構築し、効率的・効果的な行政サービスの提供に努めます。</p> <p>②行政システムの適正運用 電子決裁・文書管理・財務会計システムを適正に運用し、事務フローの見直しなど、業務の効率化に努めます。</p> <p>③団体等の事務局事務の見直し 町の職員が担う団体等の事務局事務の必要性を検証し、適切な行政関与に努めます。</p> <p>④まちづくり意見交換会の開催 地区ごとの町政懇談会のほか、行政課題や年代、団体別等のまちづくり意見交換会を開催し、課題の把握に努めます。</p> <p>⑤地域との関わり方の検討 地域に依頼する役職や業務等を見直し、地域の業務や経費の合理化、効率化を図ります。</p>
到達目標	<p>○事務事業のスリム化 行政評価 予算・決算説明 (H29年度) → 予算反映 (H33年度)</p> <p>○団体等の事務局事務 団体等の事務局事務 56団体 (H29年度) → 34団体 (H33年度)</p> <p>○まちづくり意見交換会 必要に応じて開催 (H28年度) → 定期開催 (H33年度)</p>

	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
年度別計画	①事務事業のスリム化 〈検討〉                      〈検討〉                      《実施》                      《実施》			
	②行政システムの適正運用 《実施》                      《実施》			
	③団体事務局事務の見直し 〈検討〉                      《実施》			
	④まちづくり意見交換会の開催 《実施》                      《実施》                      《実施》                      《実施》			
	⑤地域との関わり方の検討 〈検討〉                      〈検討〉                      〈検討〉                      《実施》			

(2) 職員の人材育成と定員管理

<p>現状・課題</p>	<p>ニーズの複雑化、多様化により職員の抱える業務量は年々増加しています。職員数の減少が見込まれる中で行政サービスを維持するためには、これまでの人材育成に加え、意識改革と資質向上を促す仕組みづくりが必要です。</p> <p>職員定員は、平成17年205人から28年184人と減少しています。地域の課題や社会情勢の変化に適応する体制でありながらも、人口規模や財政状況に応じた計画的な職員定員管理が必要です。</p>			
<p>個別計画等</p>	<p>職員人材育成基本方針、研修計画（年度毎）、定員適正化計画</p>			
<p>取組概要</p>	<p>人材育成基本方針に基づき、計画的な研修と意識改革、職場環境の整備に努めます。また、職員の資質向上のため、人事評価制度を本格運用します。</p> <p>人口減少と地方交付税の減額等により財政規模が今後縮小することが見込まれることから、より効率的な業務遂行に取り組むことを前提として、適正な定員管理に取り組みます。</p>			
<p>具体的取組</p>	<p>①計画的な研修と意識改革、職場環境の整備          毎年度研修計画を定め、外部研修へ積極的に派遣します。日常業務を通じた研修機会を確保する職場環境を整備します。</p> <p>②人事評価制度の本格運用          平成28年度から試行している人事評価制度を、本格運用に移行させることにより、職員の資質向上を図ります。</p> <p>③適正な職員定員の管理          職員の人材育成と業務改革を進めながら、平成29年度策定の定員適正化計画に基づき、適正な職員定員の管理に努めます。</p>			
<p>到達目標</p>	<p>○計画的な研修（広域圏等での外部研修）          外部研修受講率 16.7%（H28年度）→30%（H33年度）</p> <p>○人事評価制度          試行運用・開始（H28年度）→本格運用・継続（H33年度）</p> <p>○職員数（病院医療専門職員を除く。）          職員数 141人（H28年度）→ 127人（H33年度）</p>			
<p>年度別計画</p>	<p>H30年度</p>	<p>H31年度</p>	<p>H32年度</p>	<p>H33年度</p>
<p>①計画的な研修と意識改革、職場環境の整備</p>	<p>《実施》</p>	<p>《実施》</p>	<p>《実施》</p>	<p>《実施》</p>
<p>②人事評価制度の本格運用</p>	<p>〈検討〉</p>	<p>《実施》</p>	<p>《実施》</p>	<p>《実施》</p>
<p>③適正な職員定員の管理</p>	<p>《実施》</p>	<p>《実施》</p>	<p>《実施》</p>	<p>《実施》</p>

(3) 民間活力及びICTの活用推進

現状・課題	職員数と財政規模の縮小が見込まれる中で、人口減少と高齢化に伴ってますます複雑、多様化する住民ニーズに応えるためには、現在実施している外部委託や指定管理者制度に加え、ICT（情報通信技術）の活用によるコストの削減と省力化の取り組みが必要です。			
個別計画等	-			
取組概要	行政コストの抑制と住民ニーズへの対応のため、事務事業の見直しを行いながら民間委託を推進するとともに、ICT活用や民間活力導入を検討します。			
具体的取組	<p>①民間委託の推進 庁内の定型業務を中心として、事務事業全般の民間委託を推進します。</p> <p>②ICT活用の検討 システム機能の相互連携やマイナンバーの活用など、業務の効率化とコスト削減のため、ICT活用を検討します。</p> <p>③情報システムのクラウド化の推進 災害・セキュリティ対策や経費・業務削減のため、クラウドサーバーの導入を進めます。</p> <p>④公民連携の検討 施設整備や公共サービスへの民間資金、活力の導入について、その可能性を検討します。</p>			
到達目標	<p>○民間委託の推進 国指定業務の未委託率 2/16（H28年度）→2/21（H33年度）</p> <p>○情報システムのクラウド化 クラウドサーバー導入 0件（H28年度）→3件（H33年度）</p>			
年度別計画	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	①民間委託の推進 〈検討〉	〈検討〉	〈検討〉	《実施》
	②ICT活用の検討 〈検討〉	〈検討〉	〈検討〉	〈検討〉
	③情報システムのクラウド化の推進 〈検討〉	《実施》	〈検討〉	《実施》
	④公民連携の検討 〈検討〉	〈検討〉	〈検討〉	〈検討〉



(4) 広域連携の推進

<p>現状・課題</p>	<p>ごみ処理や消防など近隣市町で構成する一部事務組合での共同処理や、広域連合による後期高齢者医療など、特定業務での広域連携に取り組んでいます。</p> <p>町の職員体制や財政の縮小が見込まれる中で、今後さらに複雑、多様化する行政需要に適切に対応するため、相互補完やスケールメリットの活用などを目的とした広域連携に取り組んでいく必要があります。</p>			
<p>個別計画等</p>	<p>日高見の国定住自立圏構想など</p>			
<p>取組概要</p>	<p>地理的、人間的な条件を補完、協力する連携体制を構築するため、県南広域振興圏域や定住自立圏、隣接市町等での広域連携による行政サービスの向上に努めます。</p>			
<p>具体的取組</p>	<p>①定住自立圏による広域連携 奥州市、北上市、金ケ崎町との協定により、移住定住対策や6次産業化、職員研修など、広い分野で連携した取組を進めます。</p> <p>②隣接市町等との連携 住民の幸福実感の向上を目指す基礎自治体連盟などの全国的な連携のほか、近隣の県南広域振興圏や北上横手地域開発促進協議会などの広域連携によるスケールメリットを活かした行政の取り組みを進めます。</p>			
<p>到達目標</p>				
<p>年度別計画</p>	<p>H30年度</p>	<p>H31年度</p>	<p>H32年度</p>	<p>H33年度</p>
	<p>①定住自立圏による広域連携 《実施》 《実施》</p>			
<p>②隣接市町等との連携 《実施》 《実施》</p>		<p>《実施》</p>	<p>《実施》</p>	

## 2. 財政の健全化

### (1) 予算規模の適正化

現状・課題	<p>町村合併に伴う財政支援の終了により、普通交付税総額が大幅に減少する見込みであることから、それに見合った行政コストの適正化が必要です。また、病院や火葬場整備、簡易水道統合事業等の財源として借り入れた町債に係る公債費が増加する見込みのため、政策的経費の圧迫など財政の硬直化が懸念されます。</p>			
個別計画等	-			
取組概要	<p>交付税減少対策プロジェクトの検討結果を踏まえ、公共施設、公共サービス、補助金を中心として、行政コストの効率化や圧縮をしつつ、行政サービスを維持する取り組みを行います。</p>			
具体的取組	<p>①交付税減少対策プロジェクト          公共施設のあり方や料金改定を含めた公共サービスの見直し、補助金の適正化など、交付税減少の対応策を検討します。</p> <p>②予算編成方針等の見直し          行政評価制度を活用し、予算編成方針や財政運営を見直します。</p> <p>③財政計画の策定          総合計画の実現に向けた財政計画を策定し、これに基づき毎年度の予算編成を行うなど、財政運営の健全化に努めます。</p>			
到達目標	<p>○財務指標          経常収支比率 85.3% (H28年度) →85%以下 (H32年度)</p> <p>○事務事業のスリム化 (再掲)          行政評価 予算・決算説明 (H29年度) →予算反映 (H33年度)</p> <p>○財政計画          見直し必要 (H28年度) →策定 (H33年度)</p>			
年度別計画	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	①交付税減少対策プロジェクト 〈検討〉 《実施》			
	②予算編成方針等の見直し 〈検討〉 《実施》			
	③財政計画の策定 《実施》 《実施》			

(2) 財源の確保

現状・課題	町が徴収する使用料・手数料等は、一部を除いて10年以上見直しが行われていないため、適正な負担額となるように見直しが必要です。また、未利用となっている施設や土地については、売却を含めた有効活用が必要です。			
個別計画等	—			
取組概要	行政コストの分析を行い、経費の節減、合理化を図りながら、定期的に使用料・手数料等の見直しを行います。また、公共施設等の適正管理計画に基づき未利用施設等の有効活用により新たな財源の確保に取り組みます。			
具体的取組	<p>①使用料、手数料の見直し 定期的に利用者等の適正負担を検討し、見直しを行います。</p> <p>②未納・滞納対策の強化 税債権の滞納整理の適正執行と私債権の管理マニュアルの確立を進めます。</p> <p>③未利用施設等の有効活用と処分 有料広告掲載やネーミングライツなどを含めた未利用施設等の有効活用や処分・売却により、コスト削減や財源確保に努めます。</p> <p>④資金調達手法の検討 ふるさと納税を充実するとともに、資金調達手法を検討します。</p>			
到達目標	○一般財源ベースでの財源確保（一般会計当初予算） 自主財源 12億65万円（H29年度）→13億円（H33年度）			
年度別計画	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	①使用料・手数料等の見直し			
	《実施》	《実施》	《実施》	《実施》
	②未納・滞納対策の強化			
	《実施》	《実施》		
③未利用施設等の有効活用と処分				
〈検討〉	〈検討〉	〈検討〉	〈検討〉	
④資金調達手法の検討				
《実施》	《実施》	《実施》	《実施》	

(3) 公共施設等の適正管理

現状・課題	<p>町村合併以前に旧町村で整備された多数の公共建築物と社会基盤を保有しており、特に普通財産については総量的な把握しかできていない状況です。</p> <p>公共施設等の現状を把握し、長期的な視点をもった統廃合や長寿命化により、最適な配置や財政負担の軽減・平準化に取り組むことが必要です。</p>			
個別計画等	公共施設等総合管理計画			
取組概要	<p>公共施設等総合管理計画に基づき、統廃合を含めた施設管理の適正化により管理費用の削減に取り組むとともに、長寿命化による安全性の確保も考慮し、町民共有の財産を将来世代へ引き継いでいくため適正に管理します。</p>			
具体的取組	<p>①個別施設の公共施設マネジメントの推進 個別計画の策定を進め、予防保全型の維持管理や集約複合化を含めた更新方針を検討します。</p> <p>②社会基盤の長寿命化等による安全確保 橋りょうなどの社会基盤について、個別計画に基づく長寿命化により安全性を確保します。</p> <p>③指定管理施設の見直し 指定管理契約の3年毎の更新時において、集約や廃止等を含め対象施設と条件の見直しを行い、指定管理者制度の効率的、効果的な運用を図ります。</p>			
到達目標	<p>○施設の更新方針 0施設（H28年度）→12施設（H33年度）</p> <p>○指定管理施設 14施設（H28年度）→必要に応じ、追加・廃止</p>			
年度別計画	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	<p>①個別施設の公共施設マネジメントの推進 〈検討〉                      《実施》                      《実施》                      《実施》</p>			
	<p>②社会基盤の長寿命化等による安全確保 《実施》                      《実施》                      《実施》                      《実施》</p>			
			<p>③指定管理施設の見直し 〈検討〉                      《実施》</p>	

(4) 公営企業の経営健全化

現状・課題	町の公営企業は、水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、温泉事業、及び病院事業の5つです。人口減少等に伴う利用料収入の減少や施設設備の老朽化に伴う維持管理経費の増加などの経営課題を抱えており、公営企業法適用を含めた経営の健全化が必要です。			
個別計画等	水道事業経営戦略、公共下水道事業経営戦略、農業集落排水事業経営戦略、浄化槽事業経営戦略各事業経営戦略、病院改革プラン			
取組概要	公営企業が町民生活に密着したサービスの提供を将来にわたり安定的に継続するため、長中期的な経営計画を策定し、計画に定める経営戦略等に基づく経営基盤強化等に取り組みます。			
具体的取組	①経営戦略等に基づく経営健全化 町民生活に不可欠なサービスを安定的に提供するため、経営戦略等による経営健全化に努めます。			
到達目標	○一般会計繰出金の抑制 経営健全化を進めることにより総額を抑制 繰出金総額 8億4,244万円 (H28年度、水道・下水・農集・温泉・病院) ○水道事業経営戦略 使用料の検討 (H30年度)、料金改定 (H31年度予定) ○病院改革プラン 経常収支比率 88.8% (H28年度) →100.0% (H32年度)			
年度別計画	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	①経営戦略等に基づく経営健全化 《実施》 《実施》 《実施》 《実施》			

(5) 第三セクターの経営改善

現状・課題	町が出資する第三セクター4社の経営改善に取り組んでいますが、安定的な黒字化といえるのは1社のみのため、町の関与の必要性、公益性を含めた経営健全化の検討を随時する必要があります。			
個別計画等	—			
取組概要	第三セクター等の経営健全化等に関する指針（平成26年8月、総務省）に留意し、第三セクターの効率化・経営健全化と地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組みます。			
具体的取組	①第三セクター経営状況の把握、情報公開 第三セクター等の経営健全化等に関する指針に従い、経営状況の把握、情報公開に努め、必要に応じた措置により経営健全化を図り、施策連携等により地域活性化を進めます。			
到達目標	○第三セクターに関する町の財政的リスクの軽減 第三セクター経常黒字 3/4社（28年度）→4/4社（33年度）			
年度別計画	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
	①第三セクター経営状況の把握、情報公開 《実施》 《実施》 《実施》 《実施》			

【参考】第三セクター等の経営健全化等に関する指針（抜粋）  
 公共性と企業性を併せ持つ第三セクターは、住民の暮らしを支える事業を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には町の財政に影響を及ぼすことが懸念されています。町は、第三セクターについて、自らの判断と責任により徹底した効率化・経営健全化等についての取組を進め、もって財政規律の強化に努めることが必要とされています。  
 特に、第三セクターが行っている事業そのものの意義（必要性、公益性）、採算性等について改めて検討を行い、事業継続の是非や事業手法の選択について、第三セクターの存続を含めて判断を必要とする状況にあっては、抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組まなければなりません。  
 一方、人口減少や少子高齢化、インフラの老朽化など現下の社会経済情勢においては、地域における産業振興や雇用確保、公共性、公益性が高い事業の効率的な実施等が強く期待されており、第三セクターが有効な手法（PPPの拡大）となる場合があります。  
 町は、これらの点を踏まえて、第三セクターの効率化・経営健全化と地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組むことが要請されています。  
 ○ 経営状況等の把握、監査、評価  
 ○ 議会への説明と住民への情報公開  
 ○ 経営責任の明確化と徹底した効率化等

#### IV. 資料

##### 第3次西和賀町行政改革大綱策定までの経緯

平成 28 年度	11月	第1回審議会	第3次行政改革大綱策定について諮問
	3月	第2回審議会	第2次行政改革大綱の評価・検証について
平成 29 年度	9月	第3回審議会	第3次行政改革大綱の素案について
	12月	第4回審議会	第3次行政改革大綱の素案について
	1月	大綱素案公表	パブリックコメントの公募（応募なし） 住民説明会の実施
	2月	第5回審議会	第3次行政改革大綱の答申案について
		答申書提出	第3次行政改革大綱（案）
3月	大綱策定	第3次行政改革大綱策定	

##### 西和賀町行政改革審議会委員名簿

会 長	高 橋 定 雄
副会長	田 村 公 一
委 員	瀬 川 公
委 員	照 井 盛 丈
委 員	高 橋 善 夫
委 員	為 田 稔 彦
委 員	高 橋 惠 子
委 員	早 川 久 衛
委 員	堤 研 一
委 員	四 戸 克 枝